

市町村の連絡先

市町村	部署名	電話番号	市町村	部署名	電話番号
北九州市	住宅計画課 (居住支援協議会事務局)	093-582-2592	那珂川市	福祉課	092-953-2211
福岡市	住宅計画課 (居住支援協議会事務局)	092-711-4279	宇美町	建設・都市計画課	092-934-3006
大牟田市	建築住宅課 (居住支援協議会事務局)	0944-41-2787	篠栗町	福祉課	092-947-1331
久留米市	住宅政策課	0942-30-9139	志免町	都市整備課	092-935-1099
直方市	都市計画課	0949-25-2201	須恵町	健康福祉課	092-932-1151
飯塚市	住宅課	0948-22-5500 (内線1521)	新宮町	健康福祉課	092-962-0239
田川市	建築住宅課	0947-85-7152 0947-85-7153	久山町	福祉課	092-976-1111
柳川市	建設課	0944-77-8542	粕屋町	介護福祉課	092-938-0229
八女市	定住対策課	0943-23-2577	芦屋町	環境住宅課	093-223-3540
筑後市	都市対策課	0942-65-7029	水巻町	住宅政策課	093-201-4321
大川市	都市計画課	0944-85-5604	岡垣町	都市建設課	093-282-1211
行橋市	建築政策課	0930-25-1111 (内線1324)	遠賀町	都市計画課	093-293-1234
豊前市	都市住宅課	0979-82-1111	小竹町	管財課	09496-2-1215
中間市	都市計画課	093-246-6155	鞍手町	建設課	0949-42-2111
小郡市	福祉課	0942-72-2111 (内線444)	桂川町	建設事業課	0948-65-3330
筑紫野市	保護課	092-923-1111	筑前町	都市計画課	0946-42-6642
春日市	人権男女共同参画課	092-584-1201	東峰村	建設水道課	0946-72-2313
大野城市	都市計画課	092-580-1868	大刀洗町	福祉課	0942-77-2266
宗像市	建築課	0940-36-5203	大木町	建設水道課	0944-32-1064
太宰府市	福祉課	092-921-2121	広川町	福祉課	0943-32-1113
古賀市	福祉課	092-942-8290	香春町	住宅水道課	0947-32-8403
福津市	福祉課	0940-43-8188	添田町	住環境整備課	0947-82-1235
うきは市	保健課(居住支援協議会事務局)	0943-75-4960	糸田町	建築課	0947-26-4020
宮若市	建築都市課	0949-32-0955	川崎町	企画情報課	0947-72-3000
嘉麻市	住宅課	0948-42-7062	大任町	福祉課	0947-63-3004
朝倉市	都市計画課	0946-28-7582	赤村	産業建設課	0947-62-3000
みやま市	都市計画課	0944-64-1532	福智町	住宅課	0947-22-7768
糸島市	施設管理課	092-332-2078	苅田町	都市計画課	093-434-6521
			みやこ町	保険福祉課	0930-32-2516
			吉富町	健康福祉課	0979-24-1123
			上毛町	住民課	0979-72-3116
			築上町	都市政策課	0930-56-0300

社会福祉協議会の連絡先

福岡県社会福祉協議会	電話番号 092-584-3377
------------	-------------------

市町村社会福祉協議会							
市町村	電話番号	市町村	電話番号	市町村	電話番号	市町村	電話番号
北九州市	093-882-4405	筑紫野市	092-920-8008	篠栗町	092-947-7581	大刀洗町	0942-77-4877
福岡市	092-751-1121	春日市	092-581-7225	志免町	092-937-3011	大木町	0944-32-2423
大牟田市	0944-57-2519	大野城市	092-572-7700	須恵町	092-933-2160	広川町	0943-32-3768
久留米市	0942-34-3035	宗像市	0940-37-1300	新宮町	092-963-0921	香春町	0947-32-4616
直方市	0949-23-2551	太宰府市	092-923-3230	久山町	092-976-3420	添田町	0947-82-2600
飯塚市	0948-23-2210	糸島市	092-324-1660	粕屋町	092-938-6844	糸田町	0947-26-4540
田川市	0947-44-5757	古賀市	092-944-2941	芦屋町	093-222-2866	川崎町	0947-72-5244
柳川市	0944-72-5347	福津市	0940-34-3341	水巻町	093-202-3700	大任町	0947-63-4828
八女市	0943-23-0294	うきは市	0943-76-3977	岡垣町	093-283-2940	赤村	0947-62-3004
筑後市	0942-52-3969	宮若市	0949-32-0335	遠賀町	093-293-0430	福智町	0947-22-6631
大川市	0944-86-6556	嘉麻市	0948-42-0751	小竹町	09496-2-2028	苅田町	093-434-3641
行橋市	0930-23-1111	朝倉市	0946-22-7834	鞍手町	0949-42-7800	みやこ町	0930-42-1000
豊前市	0979-82-3391	みやま市	0944-67-2566	桂川町	0948-65-2271	吉富町	0979-23-5400
中間市	093-244-1230	那珂川市	092-952-4565	筑前町	0946-42-4555	上毛町	0979-72-2900
小郡市	0942-73-1120	宇美町	092-931-1008	東峰村	0946-74-2012	築上町	0930-56-2223

賃貸住宅の入居にお困りの方へ

円滑な入居のための、
居住支援サービスのご紹介

← 入居前

円滑な入居のためには、緊急時対応や家賃不払い等に対する大家の不安を解消することが必要です。

住宅確保要配慮者向け住宅等

●セーフティネット住宅●サービス付き高齢者向け住宅●公的賃貸住宅●公営住宅●福祉施設 等

相談例(課題やニーズ)

主に入居前の支援

- 今の収入にみあう安い家賃の住宅が見つかりません
- 年齢や家賃滞納に対する不安を理由に入居を断られました
- 身寄りがなく、保証人を頼める人がいません

♥ 入居中

入居中の支援としては、病気や判断能力の低下等に伴うトラブル防止のための支援が中心となります。

主に入居中の支援

- 家賃の支払が遅れがちになり、退去を求められています
- 高齢なので、急な体調変化や病気で倒れたりすることへの不安を感じています
- 急な入院が必要になった場合、どのようにしたら良いのか不安を感じています

→ 退去後

退去時のケアとして、孤独死があった場合の不安を解消しておくための支援が考えられます。

退去後の支援

- 身寄りがないので、死亡した場合に、家財や財産をどうするのか、葬儀等はどうしたらよいのか心配しています
- 親族はいますが、なるべく手続き等で負担をかけたくありません

居住支援法人が提供する主なサービス p3-4

入居相談・支援

住まい探しや入居手続きに関する相談、支援等のサービス

家賃債務保証

家賃滞納時の立替等に関する保証サービス

身元保証

保証人代行や緊急連絡先対応等のサービス

生活相談・支援

日常生活に係る様々な支援サービス

見守り

安否確認サービス

金銭・財産管理

権利書や通帳などの財産管理、身上監護等のサービス

家財・遺品整理
葬儀手配等死後事務

死後に残された家財の整理や原状回復、死後事務等に係る委任や代行サービス

その他の支援制度・事業 p6

生活福祉資金

敷金・更新料等貸付

賃貸契約のために必要な資金の貸付など、低所得者等を経済的に支える貸付制度です。

成年後見制度

認知症など判断力が不十分な方を保護し、支援する制度です。

日常生活自立支援事業

認知症など判断力が不十分なため日常生活に困っている方が、安心して地域生活を送れるよう、様々な福祉サービスの利用援助を行う事業です。

生活困窮者自立支援制度

住居確保給付金 その他

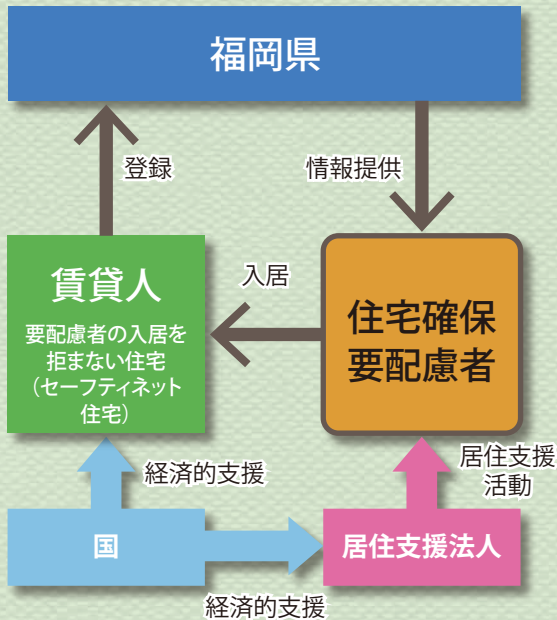
離職等により住居を失った方等に一定期間家賃相当額を支給するなど、自立に向けた様々な支援を行う制度です。

住宅セーフティネット制度

住宅セーフティネット制度は「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号、平成 29 年 4 月一部改正。通称：住宅セーフティネット法）」に基づき、高齢者、障がいのある方、外国人、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者）に対し、賃貸住宅の供給を促進するための制度です。

この制度は、次の3つの柱から成り立っています。

- ①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度
- ②登録された住宅の改修や入居者への経済的な支援
- ③住宅確保要配慮者に対する居住支援



住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度	◇賃貸人は住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、物件を都道府県・政令市・中核市に登録することができます。 ◇都道府県等は、登録された住宅（セーフティネット住宅）の情報を県民に広く提供します。その情報を見て、住宅確保要配慮者の方々が、賃貸人の方に入居を申し込むことができるという仕組みです。
セーフティネット住宅に対する経済的支援	◇国や地方公共団体によるセーフティネット住宅の改修への補助 ◇住宅金融支援機構によるセーフティネット住宅の改修への融資等
居住支援法人の指定制度	◇セーフティネット住宅入居者への家賃債務保証、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う法人を、住宅セーフティネット法に基づき福岡県が居住支援法人として指定します。 ◇指定された法人は、福岡県のホームページ等で確認することができます。

居住支援法人が提供する、居住や日常生活等を支援するサービス

福岡県では、セーフティネット住宅入居者への家賃債務保証、住宅に係る情報提供やサービスの内容や料金等は、事業者によって異なります。

相談、見守りなどの居住支援などを行う法人を居住支援法人として指定しています。すので、ご自身の状況に応じて活用をご検討ください。

主に入居前に提供される支援

サービスの種類	概 要								
入居相談・支援	●住まい探しなどの、主に賃貸住宅の入居に係る相談・支援を行います。 ●不動産店への同行による契約等手続き支援や賃貸住宅の紹介を行っている事業者もあります。								
家賃債務保証	●入居者が家賃債務保証会社に保証料を支払うことで、家賃滞納時の立替え等に関する保証サービスを活用することができます。 ●保証料の支払は初回契約時の他、以後1年ごととしている事業者が多いようです。 ●保証対象としては、家賃滞納、原状回復費用、控訴費用、残置物撤去費用等が多く、事業者により異なります。 ■（一財）高齢者住宅財団の「家賃債務保証」の例 <table><tr><th>保証対象</th><th>保証限度額</th><th>保証料</th></tr><tr><td>滞納家賃（共益費・管理費含む）</td><td>月額家賃の12ヵ月分に相当する額</td><td rowspan="2">2年間の保証の場合、月額家賃の35%（原則一括） ※最低保証料10,000円</td></tr><tr><td>原状回復費用（残置物の撤去を含む）及び控訴費用</td><td>月額家賃の9ヵ月分に相当する額</td></tr></table> ※上表のサービスを受けるためには、一定の条件に合致する必要があります。 ※（一財）高齢者住宅財団　フリーダイヤル0120-602-708 ※ホームページ https://www.koujuuzai.or.jp/service/rent_guarantees/	保証対象	保証限度額	保証料	滞納家賃（共益費・管理費含む）	月額家賃の12ヵ月分に相当する額	2年間の保証の場合、月額家賃の35%（原則一括） ※最低保証料10,000円	原状回復費用（残置物の撤去を含む）及び控訴費用	月額家賃の9ヵ月分に相当する額
保証対象	保証限度額	保証料							
滞納家賃（共益費・管理費含む）	月額家賃の12ヵ月分に相当する額	2年間の保証の場合、月額家賃の35%（原則一括） ※最低保証料10,000円							
原状回復費用（残置物の撤去を含む）及び控訴費用	月額家賃の9ヵ月分に相当する額								
身元保証 （保証人代行等）	●入居時に保証人を立てられない方は、緊急時の対応などに不安を感じる家主から入居を断られる場合があります。 ●このような場合、緊急連絡先対応や保証人の紹介・代行を行っている事業者のサービスを利用することが考えられます。 ●保証とセットで、退去時の手続き・物品整理等のサービスを提供する利用形態の事業者もあります。 ●利用料の他、会費等が必要な場合があります。								

主に入居中に提供される支援

サービスの種類	概要												
生活相談・支援	- 入居中の生活支援サービスを利用することで、入居者と家主双方の不安解消につながり、安心して住宅に住み続けることができます。 - 生活支援の内容は、掃除や配食、買い物支援等があります。												
見守り	- 高齢者等が入居を拒否される要因の一つに入居中の事故に対する不安があります。この不安を解消するために、見守り（安否確認）サービスが有効です。 - 見守りサービスには、訪問によるものの他、電話や専用装置を利用したものなどがあります。 ■見守りサービスの例 <table><tr><th>タイプ</th><th>サービス内容</th></tr><tr><td>訪問タイプ</td><td>定期的に自宅を訪問、安否確認し、結果を指定先に報告するものです。対象者の近隣に住む協力者に見守りを依頼するタイプもあります。</td></tr><tr><td>配達利用タイプ</td><td>新聞や郵便等、定期的な配達を行う事業者が、不審な点がある際に、登録先の家族や親族等に連絡するものです。</td></tr><tr><td>通報装置タイプ</td><td>室内に緊急通報装置やモーションセンサー等の専用端末を設置し、居住者の異常を感知した際に現地に駆けつけるものです。</td></tr><tr><td>コールサービスタイプ</td><td>毎日指定した時間にオペレーターからの電話または音声メッセージ等で安否を確認するものです。</td></tr><tr><td>機器動作確認タイプ</td><td>ガスや電気ポット、トイレ等の使用状況に異常（長時間使用されないなど）を感知した際に指定先にメール等で通知するものです。</td></tr></table>	タイプ	サービス内容	訪問タイプ	定期的に自宅を訪問、安否確認し、結果を指定先に報告するものです。対象者の近隣に住む協力者に見守りを依頼するタイプもあります。	配達利用タイプ	新聞や郵便等、定期的な配達を行う事業者が、不審な点がある際に、登録先の家族や親族等に連絡するものです。	通報装置タイプ	室内に緊急通報装置やモーションセンサー等の専用端末を設置し、居住者の異常を感知した際に現地に駆けつけるものです。	コールサービスタイプ	毎日指定した時間にオペレーターからの電話または音声メッセージ等で安否を確認するものです。	機器動作確認タイプ	ガスや電気ポット、トイレ等の使用状況に異常（長時間使用されないなど）を感知した際に指定先にメール等で通知するものです。
タイプ	サービス内容												
訪問タイプ	定期的に自宅を訪問、安否確認し、結果を指定先に報告するものです。対象者の近隣に住む協力者に見守りを依頼するタイプもあります。												
配達利用タイプ	新聞や郵便等、定期的な配達を行う事業者が、不審な点がある際に、登録先の家族や親族等に連絡するものです。												
通報装置タイプ	室内に緊急通報装置やモーションセンサー等の専用端末を設置し、居住者の異常を感知した際に現地に駆けつけるものです。												
コールサービスタイプ	毎日指定した時間にオペレーターからの電話または音声メッセージ等で安否を確認するものです。												
機器動作確認タイプ	ガスや電気ポット、トイレ等の使用状況に異常（長時間使用されないなど）を感知した際に指定先にメール等で通知するものです。												
金銭・財産管理	- 高齢者や障がいのある方が入居を拒否される要因のひとつとして、判断能力低下（認知症等）への懸念があります。 - これに対応するため財産管理や身上監護を行う成年後見制度を活用することが考えられます。 - 成年後見制度には、今は元気だが将来に備えるための「任意後見制度」と、既に判断能力が低下している方のための「法定後見制度」があります。												

退去後に提供される支援

サービスの種類

家財・遺品整理、死後事務

(葬儀の手配など)

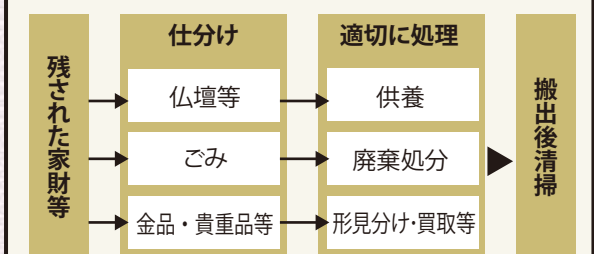
概要

- 高齢者等の円滑な入居においては、入居者が死亡した際に残された家財の整理や現状回復、死後事務等についてあらかじめ取り決めをしておくことが求められています。
- 民間サービスとしては、死後事務委任や代行サービス、葬儀等がありますが、これらの費用を保険でカバーする小額短期保険もあります。
- 少額短期保険サービスは、家主や管理者が加入するものと、入居者が加入するものがあります。
- 最近は、見守りサービスがついた少額短期保険商品も提供されています。

■死亡時に必要な手続き等とサービスの例

手続き等	サービスまたはサービス提供者
役所等の手続き	死後事務委任 (司法書士、行政書士等)
遺品整理	代行サービス
原状回復	清掃サービス、リフォーム
葬儀等	葬儀社、寺・寺院等

■家財・遺品整理の例



福岡県が指定した
居住支援法人のリスト及び
各法人の概要や
お問い合わせ先の検索

福岡県が指定している居住支援法人のリストを、
右記 URL（又は QRcode）からご覧いただけます。
支援業務の詳しい内容などについては、
各法人に直接お問い合わせください。

ホームページをご覧になれない方は、
福岡県 住宅計画課（電話番号 092-643-3732）までお問い合わせください。

福岡県 居住支援法人

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shienhojin.html>



地域で自立して暮らすための住まい

以下に示す住宅は、地域社会の中で自立した日常生活を営むための住まいの一例です。
ここに示す以外の居住支援法人が入居の斡旋・サポートを行っている民間賃貸住宅もあります。

名 称	概 要	お問い合わせ窓口、電話番号・ホームページ
セーフティネット住宅	●住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅です。 ●入居対象となる住宅確保要配慮者の範囲は登録された住宅によって異なります。	セーフティネット住宅情報提供システム https://www.safetynet-jutaku.jp/ で検索・閲覧できます。 
サービス付き高齢者向け住宅 さ こうじゅう 略称: サ高住	●住宅としての居室の広さや設備、バリアフリー等の条件を備え、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを受けられる住宅です。 ●入居できるのは60歳以上の方です。自立や要介護などの心身状態の要件は物件毎にことなります。	サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム https://www.satsuki-jutaku.jp/ で検索・閲覧できます。 
公共賃貸住宅 (公営住宅を除く)	●公的主体により供給される賃貸住宅で、礼金・仲介手数料・更新手数料が不要です。 ◇県公社賃貸住宅 ◇UR賃貸住宅 等	●福岡県住宅供給公社 TEL 092-713-7301 ●UR都市機構 UR福岡営業センター TEL 0120-555-795 UR北九州営業センター TEL 0120-666-891
公営住宅	●地方公共団体が低額所得者向けに賃貸する住宅で、県営住宅や市町村営住宅等があります。 ●福岡県営住宅などの公営住宅では、高齢者世帯や障害者世帯等で一定の条件を満たす世帯に対する入居優遇措置があります。 ●募集時期や申込資格についてはそれぞれの窓口のお問い合わせください。	●福岡県営住宅について 福岡県住宅供給公社 TEL 092-781-8029 ●北九州市営住宅について 北九州市住宅供給公社 TEL 093-582-3030 ●福岡市営住宅について 福岡市住宅供給公社 TEL 092-271-2561 ●その他の市町村営住宅について 各市町村の公営住宅の担当窓口

高齢となるなど、自立度が低下し、各種サービスを受けながら暮らす必要がある場合、
下記に示す老人ホームなどの福祉施設等への入所をご検討ください。

- 高齢者向け入所型の福祉施設には、自立度や費用負担の違い等により様々な施設があります。詳しくは、各市町村の福祉部局へお問合せください。
- (独)福祉医療機構WAMNET (<http://www.wam.go.jp/>) で、様々な医療・福祉情報の検索・閲覧ができます。

- 介護付有料老人ホーム
- 住宅型有料老人ホーム
- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- 介護療養型医療施設
- 老人保健施設
- 軽費老人ホーム(ケアハウス)
- 特別養護老人ホーム

【費用負担】

高

低

その他の支援制度・事業

3～4頁で紹介した居住支援サービス以外にも、以下に示すような様々な支援制度・事業が行われています。
生活や身体状況等を踏まえ、必要な支援制度・事業を活用しましょう。

名 称	概 要	お問い合わせ窓口、電話番号・ホームページ
生活福祉資金 (敷金・更新料等)	●低所得者や高齢者、障がいのある方の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。 ●低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等世帯単位に、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金の貸付けを行います。 ●「総合支援資金」の「住宅入居費」として、敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用を40万円以内で貸し付けます。	●市町村社会福祉協議会(裏表紙参照) ●福岡県社会福祉協議会ホームページ http://www.fuku-shakyo.jp/jigyo/shikin/shikin.html
成年後見制度	●認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方を保護し、支援する制度です。 ●具体的には、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約等、身上監護を行います。	●福岡家庭裁判所後見センター 092-510-0414 ●(公社)成年後見センター・リーガルサポート福岡支部[福岡県司法書士会] 092-738-1666 ●高齢者・障がい者総合支援センター「あいゆう」[福岡県弁護士会] 092-724-7709 ●ぱあとなあ福岡[(公社)福岡県社会福祉士会] 092-483-2941 ●(一社)社労士成年後見センター福岡 092-414-8775 ●成年後見支援センター[九州北部税理士会] 092-433-2366
日常生活自立支援事業	●認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分なため日常生活に困っている人が、安心して地域生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。 ●支援の内容は、福祉サービス利用に関するお手伝い、日常の金銭管理、書類等のお預かりなどです。	●市町村社会福祉協議会(裏表紙参照) ●福岡県社会福祉協議会ホームページ http://www.fuku-shakyo.jp/jigyo/soudan/soudan-nichijyo.html
生活困窮者自立支援制度	住居確保給付金 ●離職などにより住居を失った方、または失う恐れの高い方に、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。 ●生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。 ●一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。 その他の支援等 ●その他、「自立相談支援」、「家計相談支援」、「生活困窮世帯の子どもの学習支援」、「就労準備支援事業」、「就労訓練事業」、「一時生活支援事業」などの支援が利用できる場合があります。 ●「一時生活支援事業」「就労準備支援事業」については、一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。	●市にお住まいの方は、市役所にお問い合わせください。 ●町村にお住まいの方は、下記相談窓口にお問い合わせください。 【糟屋郡にお住まいの方】 福岡県自立相談支援事務所(糟屋郡) 電話番号：092-938-3001 【遠賀郡・鞍手郡にお住まいの方】 福岡県自立相談支援事務所(遠賀郡・鞍手郡) 電話番号：093-203-1630 【嘉穂郡・田川郡にお住まいの方】 福岡県自立相談支援事務所(嘉穂郡・田川郡) 電話番号：0947-44-8631 【朝倉郡・三井郡・三潴郡・八女郡にお住まいの方】 福岡県自立相談支援事務所(朝倉郡・三井郡・三潴郡・八女郡) 電話番号：0942-38-8501 【京都郡・築上郡にお住まいの方】 福岡県自立相談支援事務所(京都郡・築上郡) 電話番号：0930-26-7705 ●生活困窮者自立支援制度ホームページ(福岡県) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seikatukonkyuusyajiritusiennseido.html